

# 第6章

---

## 子どもの貧困対策

- 1 子どもの貧困対策計画
- 2 子どもの貧困対策の推進



## 第6章 子どもの貧困対策

### 1 子どもの貧困対策計画

子どもの貧困は、実態が周囲から見えにくく、貧困の実状も多様であり、支援が必要な子どもや保護者に効果的な支援を届けるためには、行政や関係機関に加え、民間団体や地域住民等の連携・協力が必要であることから、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、都道府県は、同法第9条第1項に基づき、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされました。

本県では、平成27年3月に策定した「第2期 えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」において、子どもの貧困対策への取組みを柱の一つに掲げ、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付けなどの経済的支援や生活支援に積極的に取り組んできました。

このような中、令和元年6月に法律が改正され

○子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。

○子どもの最善の利益が優先考慮されること、及び貧困の背景には様々な社会的要因があること等を基本理念とすること。

○市町による子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化すること。

といったこと等が盛り込まれました。

また、令和元年11月には、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「貧困対策大綱」という。）が5年ぶりに改訂され、これまで掲げられていた25の指標を見直し、新たに39の指標を掲げ、それらの改善に向けた今後5年間における重点施策が盛り込まれたところです。

本県では、新たな貧困対策大綱を踏まえ、引き続き、子どもの貧困問題に正面から向き合い、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、市町における子どもの貧困対策についての計画の策定を促すなど、地域や社会全体で協力して課題を解決するという意識を持ち、子どもファーストの考え方の下、市町や関係機関と緊密に連携しながら、官民共同により、令和元年10月に設置した「子どもの愛顔応援ファンド」を効果的に活用しながら、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に合わせた支援の取組みを積極的に進めていくこととします。

※子どもの貧困に関する39の指標一覧（P122、123参照）

※本章での【再掲】は、章内における再掲事項を表記しています。

## 2 子どもの貧困対策の推進

貧困対策大綱で示された39の指標の改善に向け、当面の重点施策及び具体的施策として次の取組みを行い、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

### 1 教育の支援

子どもたちの幼児期から社会に出るまでの間、生まれ育った家庭の事情や経済状況等に左右されることなく、全ての子どもが質の高い教育の機会を確保し、夢に挑戦できる環境を整える必要があります。

また、多くの貧困世帯で、子どもたちが様々な課題に直面しており、経済的な問題で子どもたちが、高等教育や将来の夢をあきらめることがないよう、地域において官民が連携することにより、支援を必要とする子どもたちをできるだけ早く、確実に把握し、支援にしっかりとつなげる必要があります。

#### (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

##### ① 幼児教育・保育の無償化

- 年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。このため、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

##### ② 幼児教育・保育の質の向上

- 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進します。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組みます。
- 愛媛県総合教育センター内に設置した幼児教育センターの機能を活用しながら、公私の別や施設種を越えて幼児教育を推進する体制を構築するとともに、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図ります。
- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

#### (2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

##### ① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ることとし、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校におけ

る専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進し、こうした体制づくり等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと学校等との連携強化を図ります。

- 児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指します。
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。【再掲】

## ② 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進するとともに、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めてもらうため、校内研修等の実施を促します。
- 「愛媛県学力向上推進計画」に基づき、組織的・計画的な学力向上システムを継承し、県内各小・中学校の学力に関する検証改善サイクルを強化するとともに、取組を検証して課題の克服を図ることにより、児童生徒の確かな学力の一層の向上に努めます。

## (3) 高等学校等における修学継続のための支援

### ① 高校中退の予防のための取組

- 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図ります。
- 在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する生徒もいますが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知を図ります。
- 学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

### ② 高校中退後の支援

- 高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する取組を支援・推進します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワー

ク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。

- 高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、授業料に係る支援を受けられることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。（全日制の場合は最長1年間、定時制・通信制の場合は最長2年間）
- ジョブカフェ愛 work において、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。
- 若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置し、様々な相談に応じるとともに、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムのほか、ニート支援啓発のためのリーフレット作成やフォーラム等を実施します。

#### **（４）大学等進学に対する教育機会の提供**

##### **① 高等教育の修学支援**

- 高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業、若者就学支援事業、えひめ未来塾といった事業を各地域にて実施し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

#### **（５）特に配慮を要する子どもへの支援**

##### **① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援**

- 児童養護施設等で暮らす子どもが、年齢や発達状況に応じて、スポーツや表現活動を実施できるよう、子どもの状況に配慮した支援を行います。
- 児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行います。

##### **② 特別支援教育に関する支援の充実**

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。

##### **③ 外国人児童生徒等への支援**

- 外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や、日本語指導の研修受講など教職員のキャリア教育等の支援を進めます。

#### **（６）教育費負担の軽減**

##### **① 義務教育段階の就学支援の充実**

- 義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、各市町が就学援助を実施していますが、国が定期的実施・公表する就学援助の実施状況等を活用し、各市町における就学援助の活用・充実を促すとともに、制度の周知・広報等に取り組みます。

- 平成 29 年度から、市町が就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても国が補助対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町の入学前支給の実施を促します。

## ② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度により、授業料を実質無償化（私立高等学校授業料については、令和 2 年 4 月から年収 590 万円未満世帯が対象）します。
- 授業料以外の教育費における経済的負担の軽減を図るため、高校生等奨学給付金制度により、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の高校生等の就学の機会を拡大します。

## ③ 生活困窮世帯等への進学費用等の支援

- 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行います。
- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものについては、収入として認定しない取扱いとします。
- 生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付するとともに、大学等へ進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもを含めた人員による住宅扶助額を支給します。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行います。
- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を学校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

## ④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続します。
- ひとり親家庭の子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施します。

# (7) 地域における学習支援等

## ① 地域学校協働活動における学習支援等

- 学校教育以外の学習支援については、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されることから、地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾など幅広い地域住民等の参画による学習支援等の促進を図ります。
- 地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図るとともに、一定の要件を備えたフリースクール等が実施する学校と連携した教育活動に対する助成を通じて、多様で適切な教育機会の確保に努めます。さらに、地域と学校の連携・協働体制の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置促進に取り組みます。
- スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進します。

## ② 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支

援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。

- ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。
- ひとり親家庭の児童のためにボランティアを中心とした学習支援活動を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。

## **(8) その他の教育支援**

### **① 夜間中学の設置促進・充実**

- 夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう促進していることに鑑み、夜間中学について、広く県民に対してニーズ調査を行うとともに、随時、市町の意向を確認するなど、設置の必要性について検討します。

### **② 学校給食等を通じた子どもの食事・栄養状態の確保**

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。
- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組みを実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。

### **③ 多様な体験活動の機会の提供**

- 地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進します。
- 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努めます。

## 2 生活の安定に資するための支援

貧困世帯は、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、これに起因する社会的孤立に陥ることがないように、世帯の安定した生活、子どもの成長を支える総合的な取組みが必要です。

このため、親の妊娠・出産期から、住環境を含めた生活の安定に資する切れ目のない支援を実施するとともに、セーフティネットである生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて、保護者の自立支援や子どもの就労支援を含めた支援体制の強化を図る必要があります。

### (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

#### ① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行います。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行います。
- 妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターの設置を促進します。

#### ② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

- 妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。
- 婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を実施します。

### (2) 保護者の生活支援

#### ① 保護者の自立支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。

- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)
- 女性活躍や仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内事業所を「ひめボス宣言事業所認証制度」により認証することにより、性別を問わず働きやすい環境整備を促進します。

## ② 保育等の確保

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため待機児童解消が図られるよう保育の受け皿を確保します。
- 放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き支援していきます。
- 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図ります。
- 指定保育士養成施設における養成課程において、子どもの貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。

## ③ 保護者の育児負担の軽減

- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実に努めます。
- 児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

## (3) 子どもの生活支援

### ① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子どもに対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

### ② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- 生活基盤が不十分なため、親が自分で子どもを育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援するため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進めます。
- 子ども本人の家庭環境に対する抵抗感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子どもに対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子ども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援します。

### ③ 食育の推進に関する支援

- 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。
- 保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要であり、児童養護施設等で暮らす子どもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていないことがあることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。
- ひとり親家庭の子どもについては、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮します。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの適切な食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。【再掲】

## **(4) 子どもの就労支援**

### ① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する

る相談や居場所づくり等の支援を行います。【再掲】

- ひとり親家庭の子どもを対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行います。

## ② 高校中退者等への就労支援

- 若年無業者の総合相談窓口であるえひめ若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。【再掲】

## ③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

- 児童養護施設等で暮らす子どもを対象に、希望に応じた職業選択ができるよう、児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、就職に必要な各種資格の取得の支援や、就職時の安定した生活基盤の構築と退所後の生活支援に取り組み、円滑な自立の促進を図ります。

## ④ 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めるため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する周知を行います。
- ショブカフェ愛 work において、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。

## (5) 住宅に関する支援

- 母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の市町への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、愛媛県居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援します。
- 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業において、安定した生活を営めるよう支援します。
- ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- 愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

## (6) 児童養護施設退所者等に関する支援

### ① 家庭への復帰支援

- 施設入所等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、必要に応じて保護者に子どもへの接し方などの助言等を行います。
- 措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等に努めます。

### ② 退所等後の相談支援

- 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できる

- よう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホームへの入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
  - 退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。
  - 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、大学等に進学する児童等の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。

## **(7) 支援体制の強化**

### **① 児童家庭支援センターの設置支援**

- 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

### **② 社会的養護の体制整備**

- 社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。
- 各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。

### **③ 市町等の体制強化**

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。

### **④ ひとり親支援に係る自治体窓口のワンストップ化等の推進**

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を目指します。また、ひとり親等の事務手続きに係る負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、市町における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努めます。

### **⑤ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進**

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

### **⑥ 相談職員の資質向上**

- 生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施するとともに、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図ります。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

### 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から大変重要であり、職業生活の安定と向上につなげるため、所得の向上を含め、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める必要があります。

このため、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップ・キャリアアップのための支援を行うとともに、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、適時適切な支援を行うなど、それぞれの状況に応じたきめの細かな支援を行っていく必要があります。

#### (1) 職業生活の安定と向上のための支援

##### ① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、働き方改革の着実な推進に努めます。
- 育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を引き続き図ります。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につながります。【再掲】
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。【再掲】
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。【再掲】
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。【再掲】
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。【再掲】
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。【再掲】
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援に努めます。【再掲】
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。【再掲】
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。【再掲】
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能)【再掲】

- 女性活躍や仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内事業所を「ひめボス宣言事業所認証制度」により認証することにより、性別を問わず働きやすい環境整備を促進します。【再掲】

## **(2) ひとり親に対する就労支援**

### **① ひとり親家庭の親への就労支援**

- マザーズハローワーク等の積極的な活用を促し、ひとり親を含む子育て女性等に対する就職支援を実施します。
- ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進します。
- 就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

### **② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立**

- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ（夜間養護等）事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。【再掲】

### **③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援**

- ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を実施します。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給することで、親の学び直しを図っていきます。

## **(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援**

### **① 就労機会の確保**

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。【再掲】
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。【再掲】

### **② 親の学び直しの支援**

- 子育て中の女性の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

## 4 経済的支援

経済的支援においては、各種手当制度の円滑な実施による支援や、教育費や医療費等の負担軽減など、収入・支出の面から様々な支援を組み合わせ、その効果を高めるとともに、必要な世帯に対して、制度の積極的な活用を促していく必要があります。

### ① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- 児童扶養手当については、平成 28 年の児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成 30 年の児童扶養手当法施行令の改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえ、制度を円滑に実施します。
- 令和元年 11 月から年 6 回へと見直された児童扶養手当の支給回数について、受給者の利便性を確保するため、その円滑な実施に努めます。

### ② 養育費の確保の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センター等を活用し、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の配布等、養育費に関する普及・啓発を行います。
- 離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市町の窓口で離婚届の用紙と同時に交付します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。【再掲】

### ③ 教育費負担の軽減

- 全ての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

### ④ その他の支援

- 労働者の育児や子どもの教育、離職した場合の当面の生活に必要な資金需要に対応するため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 一定の所得状況にある「ひとり親家庭の父母と 20 歳未満の児童」、「準ひとり親家庭(祖父又は祖母と孫、兄弟と姉妹)」及び「父母のない児童」の医療費に係る自己負担分について、全額助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。
- 女性活躍や仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内事業所を「ひめボス宣言事業所認証制度」により認証することにより、性別を問わず働きやすい環境整備を促進します。【再掲】



## 子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考
教育の支援	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (H30年4.1現在)	88.4% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (H30年4.1現在)	2.9% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36% (H30年4.1現在)	32.3% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	95.8% (H30年5.1現在)	94.6% (H30.5.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	30.8% (H30年5.1現在)	36.7% (H30年5.1現在)	社会的養護の 現況に関する調査	
	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	81.7% (H28年度)	—	全国ひとり親世帯等調査	
	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.3% (H28年度)	94.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値はH26年度ひとり親家庭実態調査
	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	58.5% (H28年度)	33.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値はH26年度ひとり親家庭実態調査
	全世帯の子供の高等学校中退率	1.3% (H29年度調査)	1.2% (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	※愛媛県数値は平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	全世帯の子供の高等学校中退者数	46,802人 (H29年度調査)	481人 (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	※愛媛県数値は平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	45.2% (H29年度実績)	39.1% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	53.5% (H29年度実績)	45.5% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	66.0% (H29年度実績)	22.7% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.6% (H29年度実績)		文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	
	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6% (H29年度)	—	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	47.2% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	56.8% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ	
	高等教育の就学支援制度の利用者数(大学)	—	—	高等教育の就学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数	
	高等教育の就学支援制度の利用者数(短期大学)	—	—		
	高等教育の就学支援制度の利用者数(高等専門学校)	—	—		
高等教育の就学支援制度の利用者数(専門学校)	—	—			

## 子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考
生活の支援	滞納経験（電気、ガス、水道） （ひとり親世帯）	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	過去1年間に電気、ガス、水道料金のどれかを支払えなかった経験 14.7%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	滞納経験（電気、ガス、水道） （子供のいる全世帯）	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	過去1年間に電気、ガス、水道料金のどれかを支払えなかった経験 5.8%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料困窮経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%	過去1年間にお金が足りなくて家族に必要な食糧や衣服を買えなかった経験 24.4%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（子供のいる全世帯）	食料困窮経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9%	過去1年間にお金が足りなくて家族に必要な食糧や衣服を買えなかった経験 10.5%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年調査)	本当に困った時の相談 9.6%	生活と支えあいに関する調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1~3十分位）	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年調査)	本当に困った時の相談 17.9%		
保護者の就労支援	ひとり親家庭の親の就業率 （母子世帯）	80.8% (H27年調査)	84.6% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の就業率 （父子世帯）	88.1% (H27年調査)	88.6% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	44.4% (平成27年調査)	47.4% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	69.4% (H27年調査)	70.0% (H27年調査)	国勢調査	
経済的支援	子供の貧困率	国民生活基礎調査 13.9% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査 7.9% (H26年)	—	全国消費実態調査	
	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	国民生活基礎調査 50.8% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査 47.7% (H26年)	—	全国消費実態調査	
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	42.9% (H28年11.1現在)	48.3% (R1年9月調査)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	20.8% (H28年11.1現在)	22.0% (R1年9月調査)		
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯）	69.8% (H28年11.1現在)	58.8% (R1年9月調査)	全国ひとり親世帯等調査（特別集計）	※愛媛県数値は、愛媛県子どもの生活実態調査（R1年9月）
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子世帯）	90.2% (H28年11.1現在)	84.0% (R1年9月調査)		
その他	子どもの貧困対策計画を策定した市町村（村）	145市町村 (R元年6.12現在)	0市町 (R元年6.12現在)	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課調べ	

